

お問い合わせは

☎ 03-3666-0431 (代表)

詳しくは日本取引所自主規制法人のホームページへ

<http://www.jpx.or.jp/> **日本取引所自主規制法人**

2014.03.31



日本取引所自主規制法人
JAPAN EXCHANGE REGULATION

A man with grey hair, wearing a dark pinstriped suit, a white shirt, and a red patterned tie, stands in a formal room. He is holding a dark brown folder or book under his left arm. The room features a large, ornate fireplace with a marble surround and a dark wood mantel. Above the mantel is a framed painting of a classical building. To the right, a wall-mounted lamp with multiple lights is visible. The background wall is covered in patterned wallpaper.

マーケットの信頼を守ること。 日本の発展を支えること。

日本経済の持続的な成長、繁栄のためには、成長産業や新規ビジネスへの資金供給と、国内外の投資者の資産運用の場を提供する良質な金融商品取引市場の存在が欠かせません。

東京証券取引所グループと大阪証券取引所（現大阪取引所）が経営統合し、アジア地域で最も選ばれる取引所となることを目指している日本取引所グループ。

これを実現していくためには、高い公正性と透明性が大前提です。その確保に向けて、私たち日本取引所自主規制法人は、取引所における市場取引の公正性や上場商品の品質確保に努めています。

私たちは多様な世界競争の中において、マーケットを取り巻く変化に柔軟に対応し、中立・公正な判断と柔軟かつ実効性ある自主規制を日々実現していくことで、皆さまに信頼される市場の構築に努めてまいります。

日本取引所自主規制法人 理事長 佐藤 隆文

日本取引所自主規制法人は、 取引所の品質管理センターです。

1 特色

当法人は、金融商品取引法に基づき取引所の自主規制業務を担う
わが国唯一の自主規制法人です。

日本取引所グループ傘下の東京証券取引所と大阪取引所は、
幅広い上場商品により国内で圧倒的なシェアをカバーする、わが国の最も中心的なマーケットです。
私たちはその両取引所から自主規制業務を受託し、いわば〈取引所の品質管理センター〉として、
わが国の資本市場の公正と信頼を守っています。

上場を希望する企業の適格性を審査する「上場審査」、
上場企業の情報開示や企業行動をチェックする「上場管理」、
市場での不公正な取引を監視する「売買審査」、
証券会社など取引参加者*の業務の信頼性を確保するための「考査」。
これらの業務を通じて、市場の品質を維持し、投資者の皆さまが安心して
投資を行うことができるよう、日々取り組んでいます。

*投資者と取引所をつなぐ証券会社等の市場仲介者

中立・公正な判断と柔軟かつ 実効性のある業務を行います。

2 特色

自主規制業務を適切に遂行するためには、高い自律性を維持し、
中立的な立場から管理運営できる組織体制が欠かせません。
また日々起きる事象に対して的確に対処できるよう、
市場の機能や特性を熟知した高い専門性も必要となります。
さらに、取引のボーダーレス化や国際的な市場間競争が進展するいま、
取引所の事業戦略を踏まえつつ実効性ある自主規制業務を遂行することが求められ、
世界各国がそれぞれの自主規制体制を構築しています。

こうしたなか私たちは、日本取引所グループ内にあって、
同時に市場運営会社としての取引所とは別の法人として、自主規制業務を専門に行っています。

また、当法人の理事会は過半数が外部理事により構成され、
意思決定においても独立したガバナンス体制が機能しています。

これにより東京証券取引所及び大阪取引所と密接に連携して高い専門性を発揮しつつ、
同時に取引所から独立し、中立的な立場で自主規制業務を遂行することができます。



皆さまとの対話を大切にし、 変化に応えます。

3 特色

常にめまぐるしく変化するマーケット環境。

その下での確かな自主規制を実施するためには、絶えず新しい商品や取引、手法に精通し、その動きに対応していく必要があります。

そこで私たちは、取引参加者や上場会社の皆さまとの対話を大切に、

積極的な情報提供に努めるとともに、国内外の行政当局や関連機関との連携を重視し、市場環境の変化に対応してまいります。

- 上場を希望する会社に対して、イベントへの出講や事前相談への対応、取引参加者や監査法人との上場申請に関する意見交換を実施
- 上場会社向けセミナーの開催、各種コーポレートアクションに関する事前相談や個別訪問活動により、上場会社との意見交換や情報共有を実施
- 取引参加者間の各種会合への参加、個別訪問活動を通じて取引参加者との意見交換や情報共有を実施
- 金融庁、証券取引等監視委員会、財務局、日本証券業協会、各地取引所との間で、問題意識を共有するための意見交換を実施
- 自主規制機能の向上と国際的な連携強化を目指し、世界の主要自主規制機関からなる市場間監視グループ(ISG)に参加。また世界の証券監督当局をメンバーとする証券監督者国際機構(IOSCO)に参加

「審査する」だけではなく 「未然防止」も大切な業務です。

4 特色

公正かつ透明な市場のためには、投資者を含む市場利用者一人ひとりが

金融商品取引に関するルールを正しく理解するとともに、取引参加者や上場会社において、適切なコンプライアンス体制が構築されなければなりません。

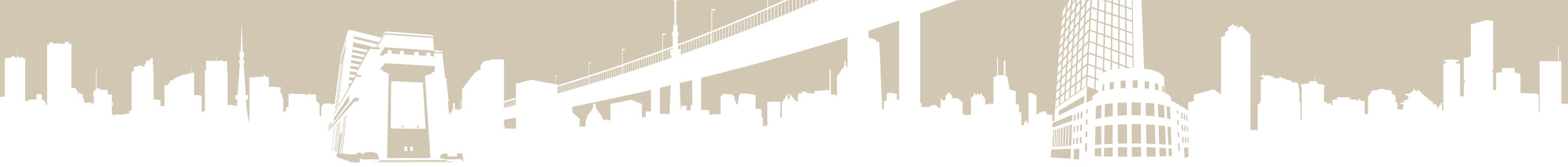
このために私たちは、市場利用者の法令などへの一層の理解を促すとともに、

市場にとって望ましくない行為を未然に防止するために、

取引参加者や上場会社に対してコンプライアンスを支援する活動を実施しています。

- 「COMLEC」(コンプライアンス研修センター)を設置。セミナーの実施、個別のご依頼に応じた研修講師の派遣、eラーニングコンテンツの作成など、コンプライアンスを支援する各種サービスを提供
- 不適切な情報開示や企業行動を未然に防止するため、上場会社を対象にした法律や会計の専門家による講演会の開催などの情報発信を推進
- 売買審査で把握した不公正取引につながるおそれのある形態について、その売買実態を取引参加者に積極的に説明し、不公正取引の未然防止と取引参加者のリスク管理を支援
- 現時点では法令などに違反していないが、将来違反が発生するおそれのある場合には、取引参加者に適切な措置を講じるよう要請し、内部管理態勢の構築を支援





新規上場会社・上場会社の 適格性維持のために。

会社が発行する株式が上場されると、その株式は金融商品取引所で売買され、投資者が自由に取引を行うこととなります。このため、上場会社側には、企業内容を適切に開示することや、株主の権利を確保できる体制が整備されていることなど

新規上場会社の適格性を確保する「上場審査」

上場審査基準には、形式基準と実質基準があります。形式基準では上場までに充足しなければならない形式要件を定めており、実質基準では上場会社として必要な実質要件を規定しています。

当法人では、本則市場（市場第一部・市場第二部）、マザーズ、JASDAQへの新規上場の審査のほか、市場第二部から市場第一部への一部指定審査、マザーズ・JASDAQから本則市場への市場変更審査も行っています。また、REIT、ETFなどの株式以外の金融商品の上場についても審査を行っています。

【形式基準のポイント】

円滑な流通と 公正な株価形成を 確保するための要件	・株主数 ・流通株式数・比率 ・流通株式時価総額
企業の継続性、財政状態、 収益力等の面からの 上場適格性を 保持するための要件	・事業継続年数 ・純資産の額 ・利益の額 ・時価総額
適正な企業内容を 開示するための要件	・有価証券報告書等に虚偽記載がないこと ・監査意見が不適正意見等でないこと
そ の 他	・株式事務代行機関の設置 ・単元株式数及び株券の種類 ・株式の譲渡制限がないこと ・指定保管振替機関の取扱同意 ・合併等の実施の見込みがないこと

※本則市場の上場審査基準の概要です。マザーズ、JASDAQは基準が異なっています。

が求められます。このため、当法人では新規上場を申請する会社が適格性を有しているかを審査し、また、上場後においても上場適格性を維持する上場管理を行っています。

新規上場を申請する会社に対する審査では、上場審査基準への適合状況を、申請会社が作成した申請書類やヒアリング・面談により確認するほか、当法人の担当者が実際に申請会社の本社や重要な事業拠点に赴きます。

審査の最終段階では、申請会社の経営責任者（社長・CEO等）に対して事業環境や今後の展開、コーポレート・ガバナンスについての見解を伺い、さらに監査を行った公認会計士や監査役と面談を行います。

【実質基準のポイント】

企業の継続性及び 収益性	継続的に事業を営み、 かつ、安定的な収益基盤を 有していること
企業経営の健全性	事業を公正かつ忠実に遂行 していること
企業のコーポレート・ ガバナンス及び 内部管理体制の有効性	コーポレート・ガバナンス及 び内部管理体制が適切に 整備され、機能していること
企業内容等の開示の 適正性	企業内容等の開示を適正に 行うことができる状況にあ ること
その他公益又は 投資者保護	公益又は投資者保護の観点 から問題となる事項が認め られないこと

上場会社の適格性を維持する「上場管理」

上場した後においても、投資者の信頼性確保のため、上場会社の適時開示や企業行動などについてチェックを行い、上場適格性の維持を図っています。

■適時開示に係る審査

会社情報の適時適切な開示は、市場における公正な価格形成に必要な不可欠であり、上場会社等は、迅速、正確かつ公平な会社情報の開示に努めなければなりません。当法人では、以下の観点から、適正な情報開示が行われているか審査を行っています。

【適時開示に係る審査のポイント】

- ・開示の時期が適切か否か
- ・開示された情報の内容が虚偽でないかどうか
- ・開示された情報に投資判断上重要と認められる情報が欠けていないかどうか
- ・開示された情報が投資判断上誤解を生じさせるものでないかどうか
- ・その他開示の適正性に欠けていないかどうか

■企業行動規範に係る審査

上場会社は、金融商品市場を構成する一員としての自覚を持ち、会社情報の開示の充実に加えて、投資者保護の観点から、適切な企業行動をとることを求められています。これを企業行動規範として規定していますが、当法人では、その遵守状況について審査を行います。なお、企業行動規範は、上場会社として「遵守すべき事項」と、上場会社に「望まれる事項」により構成されています。

【企業行動規範の主な項目】

遵守すべき事項
・第三者割当に係る遵守事項 ・流通市場に混乱をもたらすおそれ又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合、単元株式数の変更の禁止 ・独立役員の確保義務 ・内部者取引の禁止 など
望まれる事項
・望ましい投資単位の水準への移行及び維持 ・上場会社コーポレート・ガバナンス原則の尊重 ・取締役である独立役員の確保 ・内部者取引の未然防止に向けた体制整備 など

■上場会社に対する措置

会社情報の適時開示及び企業行動規範（遵守すべき事項）の取引所規則遵守の実効性を確保するため、これらへの違反行為について、当法人は審査を行い、必要に応じて上場会社等に対して下表の措置の実施を決定します。これらの措置は主に改善を促すことを目的としていますが、例えば内部管理体制について改善の必要性が高いと認められ特設注意市場銘柄に指定されたケースでは、改善期間（原則1年間）内に改善がなされなかったと認められた場合には上場廃止となります。措置の決定に係る審査では、必要な資料の提出や関係者から事情の説明を求め、投資判断情報としての重要性や違反行為が行われた経緯・原因などの事情を総合的に勘案して判断を行います。

また、特設注意市場銘柄の指定解除や改善状況報告書の提出に際しては、内部管理体制等が適切に改善されているか審査します。

【措置の一覧】

ペナルティ的措置	改善措置
・公表措置 ・上場契約違約金	・改善報告書、改善状況報告書 ・特設注意市場銘柄への指定

■上場廃止に係る審査

上場有価証券としての適格性を喪失した状態でその上場を継続すると、投資者に不測の損害を与えるおそれがあり、また市場への信頼性を損なうこととなります。そこで、上場有価証券について、当法人は上場廃止基準に抵触していないか審査を行います。

具体的には、株主数基準など外形的に明らかな上場廃止基準への抵触について確認を行っている期間は「監理銘柄（確認中）」に指定し、一方、形式的に明らかでない上場廃止基準に抵触するかどうか実質的な審査を行っている期間は「監理銘柄（審査中）」に指定し、投資者に周知します。こうした確認・審査の結果、上場廃止基準に抵触すると認めた場合には上場廃止を決定します。そして、その事実を投資者に周知させるため、上場廃止日の前日までの間、「整理銘柄」に指定します。

■未然防止型上場管理

当法人では、上記の各審査のような事後的な対応に加え、不適切な情報開示や企業行動の未然防止にも注力しています。具体的には、適時開示前の事前相談において問題点等を指摘したり、上場会社を訪問して内部管理体制等について意見交換を実施するとともに、セミナーの開催などを通じた情報発信を推進するなど、常に市場の質的向上に努めています。

不公正取引の防止のために。

不公正取引の防止に向けて

インサイダー取引や相場操縦などに代表される不公正取引は、金融商品取引法の中にある有価証券の取引等に関する規制で禁止されています。市場に投資された資本を不公正取引によって収奪することを許せば、投資者からの信頼が失われます。そこで、当法人では、現物市場やデリバティブ市場における不公正取引防止のため、不正な利益を得ようと意図的に行われた不公正取引

不公正取引の未然防止に向けて

不公正取引を未然に防止するためには、何よりこれらに関する法令や規則を投資者、上場会社、取引参加者の皆さまに十分に理解していただくことが重要です。

当法人では、皆さまのコンプライアンス支援のため、各種セミナー、研修講師派遣、eラーニングや刊行物等を通じて積極的な啓発活動を行っています。

■ 未然防止に向けた情報を当法人ホームページで公開

当法人ホームページでは、具体的にどのような行為形態が法令や規則に抵触するのかの判断が難しい自己株式取得やファイナンス銘柄の売買等に関し、相場操縦的行為等の不公正取引を未然に防止する観点から売買審査上注視している具体的な行為形態等を取りまとめたガイドラインを公表しています。

また、インサイダー取引と相場操縦取引に関する具体的な事例や、よくある質問などもまとめて公開していますので、ご活用ください。

コンプライアンス 関連セミナーの開催	主に上場会社や証券会社の役職員の方々を対象として、コンプライアンスに関して話題となっているテーマを採り上げ、各種セミナーを定期的に開催しています。対象となる方々のニーズに応えた、それぞれの目的に合ったセミナーを開催しています。
社内研修等への 講師の派遣	日本取引所自主規制法人の売買審査・考査のプロが、上場会社や証券会社等の社内コンプライアンス研修に講師として出向きます。研修テーマや方法等については、最近の事例等を踏まえつつ、受講される皆様のニーズに合わせて柔軟に対応します。
eラーニング・ コンプライアンス 研修サービスの提供	インターネットを利用したコンプライアンスに関する研修ツールとして、eラーニング・コンプライアンス研修サービスを提供しています。遠隔地や多忙な役職員などを含め役職員全員への研修として最適なツールであるとともに、各企業の研修担当者が受講者ごとの学習状況を確認することが可能なことから、実効性のある高い学習効果を期待できます。また、証券会社等を通じた投資者向け啓発ツールとして、幅広い投資者に対する証券教育の一環としても有効です。
刊行物の発行	金融商品取引に係る法規制の解説や事例紹介などを通じて、上場会社や証券会社の役職員や広く一般投資者の皆様に金融商品取引に関するコンプライアンス関連知識を習得していただくため、各種刊行物を提供しています。

を発見するための売買審査を継続的に実施し、発見された不公正取引はすべて証券取引等監視委員会に報告しています。

また、意図せず違法行為やそれにつながる行為が行われないよう、取引関係者に対して必要な知識・情報を発信する啓発活動もあわせて行っています。

■ COMLEC(コンプライアンス研修センター)の活動

「COMLEC」(コムレック: Compliance Learning Center)は、市場の公正性確保に貢献することを目的に取引参加者及び上場会社のコンプライアンス支援を推進しています。また、投資者も含めたすべての市場利用者の皆様に対して金融商品取引に係る法令等に関する知識習得の機会を提供しています。

市場に最も近い立場にある自主規制機関の業務を通じて得た経験や知識を基にインサイダー取引を中心としたコンプライアンスに関する各種研修サービス等を提供する“専門家集団”、それがCOMLECです。

以下にCOMLECの主な活動内容を紹介します。



詳しくは、インターネットで『JPXR コムレック』を検索してください。

■ 日本証券業協会による不公正取引未然防止システム: J-IRISS

J-IRISS (ジェイ・アイリス: Japan-Insider Registration & Identification Support System) とは、上場会社の役員情報を上場会社に自ら登録していただきデータベース化し、証券会社が定期的に自社の顧客情報と当該データベースを照合確認することで、不公正取引の未然防止に活用できるよう、日本証券業協会が運営する高いセキュリティを実現したシステムです。

証券会社は年に1回以上このシステムを利用し、自社の顧客情報

売買審査の流れ

売買審査の流れは、以下のとおりです。

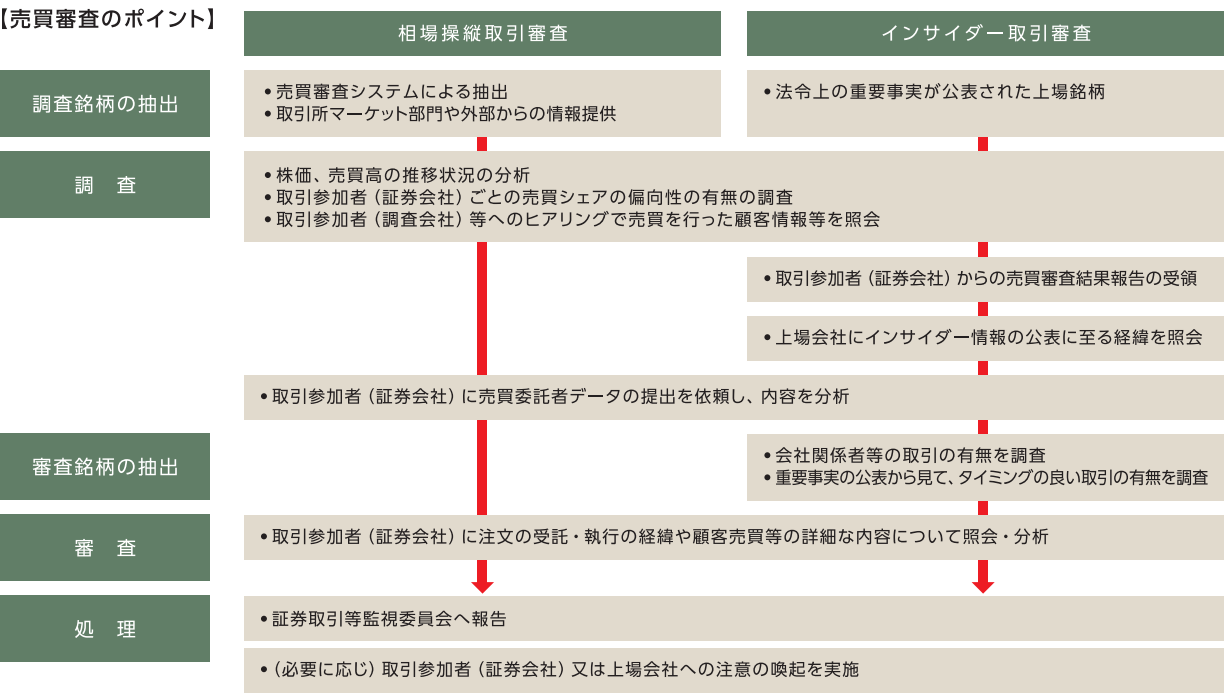
■ ステップ1 調査銘柄の抽出

株価や売買高等の動向に対して不自然に思われる取引をシステムにより抽出するほか、取引所マーケット部門や外部からの情報提供をもとに、調査する銘柄を抽出します。

また、法令上の重要事実が公表された銘柄で、開示前後の株価等が不自然な銘柄を調査銘柄に抽出します。

■ ステップ2 調査・審査

取引参加者に対しては顧客の売買データ、上場会社に対しては重要事実の公表経緯の報告書などの提出を依頼します。これらの情報をもとに、相場操縦審査の場合は発注・約定形態の分析を行い、インサイダー取引審査の場合は会社関係者等の取引の有無や重要事実の公表から見て、タイミングの良い売買がされているかどうかの調査を行います。



とJ-IRISSに登録されたデータベースの定期的な照合を行うことが義務づけられています。本システムによる照合の結果、上場会社の役職員の口座であると確認された口座は証券会社により登録され、インサイダー取引などの不公正取引の未然防止に活用されます。

J-IRISSは、インサイダー取引の未然防止を図ることで、市場の公正性のみならず、上場会社の金融商品市場における評価や信頼性を維持する観点からも非常に効果的なシステムです。東証一部上場企業の8割以上が登録しています。(平成26年3月)

こうした調査の結果、より詳細な分析が必要な事案については審査銘柄として抽出します。その後、取引参加者に対してさらに照会を行うなどした上で、これらの情報を総合的に分析し、不公正取引又はそのおそれのある取引がないか判断を行っています。

■ ステップ3 処理

審査を実施した場合、すべての事案について、その結果を証券取引等監視委員会に報告しています。こうした連携により、当法人は証券取引等監視委員会における市場監視活動をサポートしています。

また、審査の結果、取引参加者に法令諸規則に対する違反行為又はそのおそれのある行為が認められた場合、上場会社に法令に対する違反行為又はそのおそれのある行為やインサイダー取引未然防止のための社内管理体制が不十分であると認めた場合には、注意の喚起などを行い、改善を促します。

取引参加者の健全性の維持のために。

取引参加者の健全性を維持するために

投資者による注文は、取引参加者である証券会社等を介して取引所に発注され、また取引成立後の決済処理にも取引参加者が介在します。取引所の信頼を確保するためには、取引参加者によって投資者からの注文が適切に受託、執行されなければいけません。

このため当法人では、証券会社等取引資格を付与する際の審査を実施するとともに、取引参加者が法令や取引所の規則を遵守して業務を行っているか、経営や財産の状況が適切かどうかなどを調査し、必要に応じて注意の喚起や処分内容の決定を行っています。

取引参加者となるための資格取得に係る審査

東京証券取引所及び大阪取引所において直接取引を行うためには、各取引所の取引資格が必要となります。この資格には公正な価格形成や円滑な流通の確保のために一定の基準を満たすことが求められ、当法人はこの取得基準に基づき審査を実施しています。取得基準には、大きく形式基準と実質基準があります。

[取引資格取得基準（申請者が金融商品取引業者の場合）]

- a. 形式基準
- 資本金の額（3 億円以上）
 - 純財産の額（純財産額 5 億円以上かつ資本金の額を上回る）
 - 自己資本規制比率（200%を上回る） など

- b. 実質基準
- 健全な経営の体制であること
 - 取引所取引の受注・執行・受渡決済体制が適切に構築されていること
 - 内部管理体制（コンプライアンス・リスク管理等）が適切に構築されていることなど

このうち実質基準に関する審査においては、書類審査及びヒアリングのほか、資格取得申請会社の本店等を当法人の審査担当者が訪問して社内管理体制の整備状況を確認したり、経営責任者（社長・CEO 等）との面談を実施するなどの審査を行っています。

取引参加者への審査を実施

当法人は、現物及びデリバティブ取引の受託・執行・受渡決済に関する業務について、取引参加者が金融商品取引法や取引所諸規則を遵守しているか、不公正取引を防止する等の業務執行体制

が適切に整備されているか、財産の状況が適切かなどを調査し、市場の公正性・信頼性の確保に努めています。

【審査の種類・方法】

考 査 の 種 類	特 徴
一般審査	過去の審査結果や証券取引等監視委員会の検査結果等の内容に加え、前回審査からの経過日数等を勘案し、検査の必要性が高いと認められる取引参加者から順次実施する検査
フォローアップ審査	審査終了後、必要に応じて 1 年程度以内に改善状況の確認を行う検査
特別審査	各種情報に基づき特定の事項にスポットを当てて行う検査

※一般審査においては、原則、日本証券業協会及び各地取引所と同時に臨店して一体的に行う「合同検査」により実施しております。

考 査 の 方 法	特 徴
実地審査	取引参加者の本店・支店の中から数店舗を選択し、当該店舗に臨んで（臨店して）行う審査 ほとんどの審査はこの方法で行う
書類審査	審査事項やその他の状況により、取引参加者から提出された各種資料で足りると判断される場合に、臨店を行わず、提出資料により行う審査

【審査のフロー】



※取引参加者から財務会計情報等を提出していただき、取引参加者が健全な財務基盤等を保持しているか継続的に調査・分析しています。

取引参加者への処分等の決定について

取引参加者が法令や取引所規則等に違反する行為を行ったと判明した場合、その内容に応じて、取引所は取引所規則に基づき処分を行います。当法人は、当法人の諮問委員会である「規律委員会」

に諮問のうえ、戒告、過怠金の賦課、有価証券の売買等の停止、制限又は取引資格の取消しなどの処分内容の決定を行います。

取引参加者へのコンプライアンス支援活動等

当法人では、取引資格の取得審査、取引参加者への審査、取引参加者への処分内容の決定のほか、取引参加者の健全性の維持・向上に向けて、さまざまな活動を行っています。

また、検査に関する情報の交換等、関係機関と連携を取っています。

【コンプライアンス支援活動】

審査実務者セミナー	取引参加者のコンプライアンス担当者を対象として、審査で認められた指摘事例等を紹介するセミナーを開催
コンプライアンス説明会	取引参加者からの要望に応じ当法人の社員を派遣し、コンプライアンスに関する説明会を実施。法令遵守を徹底した業務を行うための社内管理体制の構築や具体的留意点、また、具体的な違反事例紹介及びその解決策などについて解説
ケーススタディ集	取引参加者からのお問合せや審査で認められた違反事例に対する対応策等をQ&A方式で取りまとめて発行・配布

【関連機関との連携】

証券取引等監視委員会への報告	個別の審査結果を報告することに加え、半期に一度、審査計画や審査結果の集計、審査における重点事項、トピック事項等について説明
情報交換会議の開催	金融庁、証券取引等監視委員会及び日本証券業協会の検査担当者出席し情報交換
各自主規制機関との合同検査	審査の効率化の観点から、審査対象となる取引参加者に対し、日本証券業協会及び所属金融商品取引所が同時に検査（審査）を実施

《日本取引所自主規制法人の成立》

■ 設立の経緯

平成19年9月に施行された金融商品取引法において、取引所の自主規制業務に係る組織体制の法的枠組みが整備されました。これを受け、株式会社東京証券取引所グループは、市場運営会社と自主規制法人を並立させた新体制へと移行するため、平成19年10月17日に東京証券取引所自主規制法人を設立し、当法人は同年11月1日より業務を開始しました。

その後、平成25年1月1日に株式会社東京証券取引所グループと株式会社大阪証券取引所の経営統合により、株式会社日本取引所グループが発足。平成25年7月16日からは、東京証券取引所と大阪証券取引所の現物市場の統合に合わせ、大阪証券取引所の自主規制機能を当法人に集約いたしました。これ以降、当法人は東京証券取引所及び大阪証券取引所から自主規制業務を受託し、日本取引所グループ全体にまたがる自主規制業務を担っています。

また、平成26年3月24日からは、東京証券取引所のデリバティブ市場が大阪取引所（同日付けで、「大阪証券取引所」から「大阪取引所」に商号変更。）のデリバティブ市場に統合されましたが、この構造に変化はありません。
当法人は、日本取引所グループにおける一連の組織再編をふまえ、平成26年4月1日から名称を「東京証券取引所自主規制法人」から「日本取引所自主規制法人」に変更いたしました。

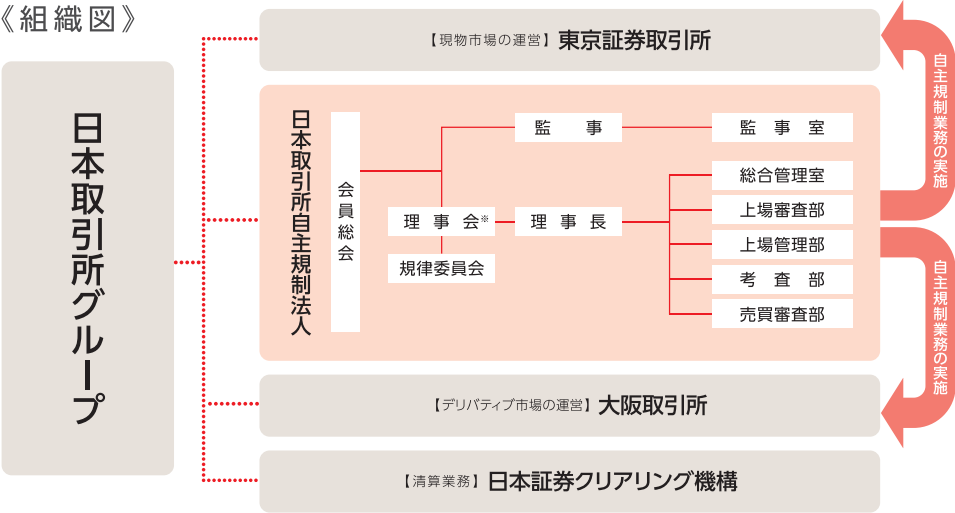
■ 日本における唯一の自主規制法人として

私たち日本取引所自主規制法人は、日本取引所グループが擁する取引所市場の公正性・透明性を維持するために必要不可欠なインフラとして、市場運営会社としての取引所そのものから一定の独立性を保つため、別法人の形態をとっています。取引所の事業戦略性や収益性、そして自主規制業務の中立性と実効性、この双方を確保するために選択した組織体制です。

一方、海外での自主規制業務の組織体制を見てみると、米国では取引所とは別の統合された自主規制機関（FINRA）が存在し、英国では統一の規制当局（FCA）が存在します。またアジア各国では、引き続き取引所が自主規制業務を行う組織体制が一般的です。このように自主規制体制については、国や地域それぞれの市場の発展の歴史や法体系、慣行により様々な形態があります。

当法人の組織と業務執行体制は、取引所を取り巻く国際的な環境変化や、日本固有の歴史に根ざしたものです。世界的に見てもユニークな組織形態ですが、上記の趣旨に沿った優れた組織構成であると自負しています。当法人は、今後も市場の公正を確保し投資者の皆さまの信頼に応えられるよう、市場環境や法体系に即した実効性の高い自主規制業務を遂行してまいります。

《組織図》



※理事会の過半数は外部理事により構成されています。

《法人概要》

名 称	日本取引所自主規制法人 (Japan Exchange Regulation)
呼 称	JPX自主規制法人 (JPX Regulation 又は JPX-R)
所 在 地	〒103-8229 東京都中央区日本橋兜町2-1 電話：03-3666-0431 (代表)
代 表 者	理事長 佐藤 隆文
役 員 数	理事7名、監事2名
設 立	平成19年10月17日 (業務開始日 平成19年11月1日)
基 本 金	30億円
従 業 員 数	196名 (平成26年1月1日現在)
事 業 内 容	・東京証券取引所及び大阪取引所に係る自主規制業務 ・上記に附帯する業務
グループ会社	株式会社日本取引所グループ (親会社) 株式会社東京証券取引所 株式会社大阪取引所 株式会社日本証券クリアリング機構

《アクセス》



■ 東京メトロ 東西線 茅場町駅 (出口11) 徒歩5分、日比谷線 茅場町駅 (出口7) 徒歩7分
■ 都営浅草線 日本橋駅 (出口D2) 徒歩5分